

5月1日から

戸籍法改正により戸籍証明書等請求の際 身分証明書などが必要になります。

戸籍は、国民の身分関係が記載される大切な帳簿ですから、常に正しい内容である必要があります。ところが、最近、他人が勝手にその届けをして、戸籍に真実でない記載がされるといふ事件が起こっています。また、戸籍謄本など不正に他人の戸籍証明書を取得する事件も発生しています。そのため、平成20年5月1日から戸籍の窓口での取り扱いが一部変更になりますので、主な内容をお知らせします。



戸籍届出の際の本人確認

戸籍届出の際の本人確認は、平成15年から行っていますが、今回の改正で「認知届」が追加されました。

なお、本人確認ができなかった届出人に対し、届出があったことを郵送でお知らせいたします。

【本人確認を要する届書】

婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届

【提示していただく書類等】

運転免許証やパスポートなど、写真が貼付されている官公署発行の身分証明書等

戸籍謄本・抄本の交付申請の際は？

戸籍謄本・抄本などを請求する際は、窓口での戸籍謄本などの請求書に、請求理由を記入していただくとともに、来庁者の本人確認を行います。確認方法は戸籍届出の際と同じく、運転免許証などを提示していただきます。

身分確認の書類を持参しなかった場合でも職員による確認などにより交付できますので、詳しくは窓口でお問い合わせください。

離婚届等の不受理申出の有効期限

離婚届等の不受理申出の有効期限が、今まで6カ月だったものが撤廃され、取り下げされるまで有効となりました。なお、その際も届出人の本人確認を行います。詳しくは窓口におたずねください。

町民の皆様には、ご負担をおかけしますが、本人確認の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ

町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373
歌津総合支所 町民福祉課 住民係 ☎36-3923

軽自動車税の減免について

身体に障害のある方または知的障害、精神障害のある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものについては、納税義務者等の申請により軽自動車税を全額免除します。自動車税の減免申請については、25ページをご覧ください。

減免の対象となる軽自動車等は？

軽自動車等の所有者（納税義務者）が、障害者本人または障害者と生計を一にする方で、次の要件に該当する場合は減免対象となります。

◇減免の対象となる車両等

身体障害者、知的障害者または精神障害者1人につき1台限り（事業用は対象外で、自動車、バイク等を含んだ1台限りです。）

◇軽自動車等の使用目的

障害者本人が運転する場合は、使用目的は問いません。しかし、障害者と生計を一にする方または障害者を常時介護する方が運転する場合は、障害者の通学・通院・通所・生業のために使用する場合があります。

減免申請の手続きは？

減免申請書の提出先は、町民税務課または歌津総合支所町民福祉課です。次の書類を持参して、納期限7日前までに申請してください。

◇提出書類及び提示書類等

減免申請書、納税通知書等、障害者手帳等（原本）、運転者の免許証、印鑑

◇提出期限 4月23日（水）

※このほか、構造上専ら身体障害者の利用に供するためのもの（車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」等と記載されているもの）にも、減免制度があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

町民税務課 課税係 ☎46-1372
歌津総合支所 町民福祉課 住民係 ☎36-3923

南さんりく斎苑からのお知らせ

予約受付時間が変わります

南さんりく斎苑（火葬場）の電話による火葬の予約受付時間は、午前9時から午後5時までとなっておりますが、4月1日（火）から受付の開始時間を30分繰り上げて、「午前8時30分から午後5時まで」に変更しました。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

◇予約受付電話番号 ☎46-2605

◇問い合わせ

南さんりく斎苑 ☎46-2605

環境対策課 環境対策係 ☎46-5528

4月の移動町長室は、4月14日（月）です！

「移動町長室」は、毎月1回、町長室を歌津総合支所に移動して、そこで町長または副町長が執務を行います。

執務時間は、午前9時～午後3時までです。

◇問い合わせ

歌津総合支所 地域生活課 ☎36-3921

平成20年度の町民税課税証明書の発行開始日について

平成19年中の所得等を証明する「平成20年度町民税課税証明書（平成19年分所得証明書、非課税証明書）」の発行開始日は、町民税特別徴収の方については5月19日（月）から、町民税普通徴収の方に

ついては6月16日（月）からとなります。

ご承知願いますとともに、必要な年度にお間違いないよう、ご注意ください。

問い合わせ

町民税務課 課税係 ☎46-1372
歌津総合支所 町民福祉課 住民係 ☎36-3923

平成20年度 南三陸町農作業標準賃金協定表

農業委員会では、各農業機関と協議し、各種農作業の標準額を定めましたのでお知らせします。

- 1 農作業賃金 6,000円（実労働時間は、賄いなしの1日8時間を基準とします。）
- 2 賃耕・田植・刈取料金（10アールあたり）

種別	料金	種別	料金
水田耕うん料	6,500円	畑地耕うん料	6,000円
水田代かき	7,000円	コンバイン刈取	17,000円
同耕うん代かき料	12,000円	水田・畑地プラウ	7,000円
バインダーによる稲刈料	7,000円	マニアスプレッター（堆肥なし）	3,500円
機械田植（20～25箱を基準とする）	6,600円	箱育苗代（無処理苗）	1箱680円

3 脱穀調整その他料金

種別	料金	種別	料金
稲脱穀料(10アールあたり)	7,500円	精米料（30キログラムあたり）	400円
堆肥1トンあたり(堆肥舎渡し)	3,000円	乾燥料（米60キログラムあたり）	900円 (半乾)600円
堆肥・ワラ交換の場合の割合	堆肥2トン ワラ10アール	もみすり料(仕上り30キログラムあたり)	400円
防除（薬剤別）	1,000円	ペーラー（10アールあたり）	4,000円

※農作業賃金を除く料金は、消費税を含みません。

※農作業賃金は、田植え・水田除草・稲刈り・畑作業などの一般作業を指します。

※バインダー、コンバインによる稲刈りは、結束紐代を含みます。

※圃場の条件、作業の内容などにより通常と異なる場合は、両者協議のうえ決めてください。

問い合わせ

南三陸町農業委員会（産業振興課内）☎46-1379 内線432